桑折町ＤＸ推進計画 2.0

「デジタル社会の形成により、

みんなが幸せを実感できる、

元気なまち　こおり」

令和７年 12 月

目　次

Ⅰ　はじめに ……………………………………………………………………………2

1　計画策定の背景と趣旨 ………………………………………………………2

2　計画の位置づけ ………………………………………………………………3

3　計画の期間 ……………………………………………………………………3

Ⅱ　取り巻く現状 ………………………………………………………………………4

1　ICT の利用動向について ……………………………………………………4

2　桑折町の現状 …………………………………………………………………9

3　国が示す自治体 DX にみる桑折町の現状について ……………………10

Ⅲ　桑折町が目指す DX ………………………………………………………………15

1　基本的な考え方 ………………………………………………………………15

2　桑折町 DX 推進計画体系図 …………………………………………………17

Ⅳ　施策の展開 …………………………………………………………………………18

1　【基本方針１　安全安心で利便性を実感できる町民サービスの実現】……18

2　【基本方針２　町民みんなが参加できるデジタル社会の実現】…………20

3　【基本方針３　スマート自治体の実現】………………………………………22

Ⅴ　推進体制 ……………………………………………………………………………25

1　推進体制 ………………………………………………………………………25

2　DX 施策の展開 …………………………………………………………………25

Ⅵ　用語集 ………………………………………………………………………………26

Ⅰ　はじめに

１　計画策定の背景と趣旨

近年の ICT※の急速な進化は、スマートフォンの普及とともに、SNS※などの多種多様なサービスとして展開され、国民生活に深く浸透しており、日常生活にも大きく影響を及ぼしています。

このような、デジタル技術の進展は、行政サービスの利便性向上、業務効率化、地域産業の振興、地域住民の生活の質向上等において大きな可能性を有しており、地方自治体が抱える少子高齢化・人口減少、行政コストの増大といった社会課題の解決に資する重要な手段(ツール)として有効活用が期待されています。

国は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」時において、行政手続のオンライン化の遅れや地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかになったことを踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針※」（令和２（2020）年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、令和３（2021）年９月１日にデジタル庁を設置しました。デジタル庁では、目指すべきデジタル社会のビジョンを示すとともに、基本方針を踏まえ改定した「デジタル・ガバメント※実行計画」（令和２（2020）年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画※」（令和２（2020）年 12 月 25 日総務省）を策定し、自治体のデジタル・トランスフォーメーションを推進しています。さらに、令和７年（2025）６月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、行政のオンライン化や子育て・医療分野のデジタル化推進、データ利活用の拡大、そして生成 AI を含む新たな技術の利活用と安全なガバナンス整備を明示しており、地方自治体に、より一層の具体的な取り組みを求めています。これらは市町村におけるオンライン手続きの整備や、プッシュ型情報提供、遠隔医療の促進など地方に求められる具体的取り組みを示すものであり、本町計画にも反映する必要があります。

福島県においても、令和３（2021）年９月に定めた「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針」の中間見直しや KPI 整備を通じて、市町村と連携した「デジタル県庁」の実現を目指して、フロントヤード改革の推進、行政向けコミュニケーションツールの共同調達や ICT 推進市町村支援事業費補助金をはじめとした地域のデジタル化支援など、県内自治体の取り組み活性化とデータ基盤の活用促進を進めています。

本町では、令和 4（2022）年 4 月に「桑折町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、町民にとって安全で使いやすいデジタルサービスの整備や、町民や職員のデジタル活用力の向上に取り組んできました。

第２期となる「桑折町 DX 推進計画 2.0」では、取り巻く社会情勢の変化や、国・県の動きを踏まえて、引き続きデジタル社会の実現に向けた方向性を明らかにし、 生成 AI の活用、オンライン手続きの拡充、プッシュ型情報提供やテレワーク環境の整備など具体的な取り組みを推進してまいります。

２　計画の位置づけ

本計画の位置づけ及び国の各種計画並びに桑折町総合計画との関係性は次のとおりといたします。

①官民データ活用推進基本法※第９条第３項に規定する「市町村官民データ活用推進計画」

②「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」「デジタル・ガバメント実行計画」が示す方針を踏まえた本町が実現すべきデジタル化の方針を示す計画

③総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が示す取り組み事項について、本町が具体化するための計画

④本町の「桑折町総合計画（献上桃の郷こおり未来躍動プラン）」に掲げるデジタル化の推進及び町の将来像の実現を推進するための計画

３　計画の期間

計画の対象期間は、令和８（2026）年４月１日から令和 13（2031）年３月 31 日までの５年間とします。

なお、国の政策、情報通信技術の動向、社会情勢などの変化に応じて適宜見直しを行います。

Ⅱ　取り巻く現状

１　ICT の利用動向について

①　　情報通信機器の普及

スマートフォンを保有している世帯の割合は 90.5%（図 1）で、前計画策定時から 1.9 ポイント上昇しています。一方、テレビや固定電話の保有割合は減少傾向にあり、特にテレビはスマートフォンとほぼ同じ割合となっています。

また、個人のモバイル機器の保有状況では、携帯電話やスマートフォンなどのモバイル端末を 1 種類以上保有する人の割合が 97%を占めており、スマートフォンの保有を中心に国民の ICT 利用が広く浸透している状況となっています。

図 1 主な情報通信機器の保有状況（世帯）

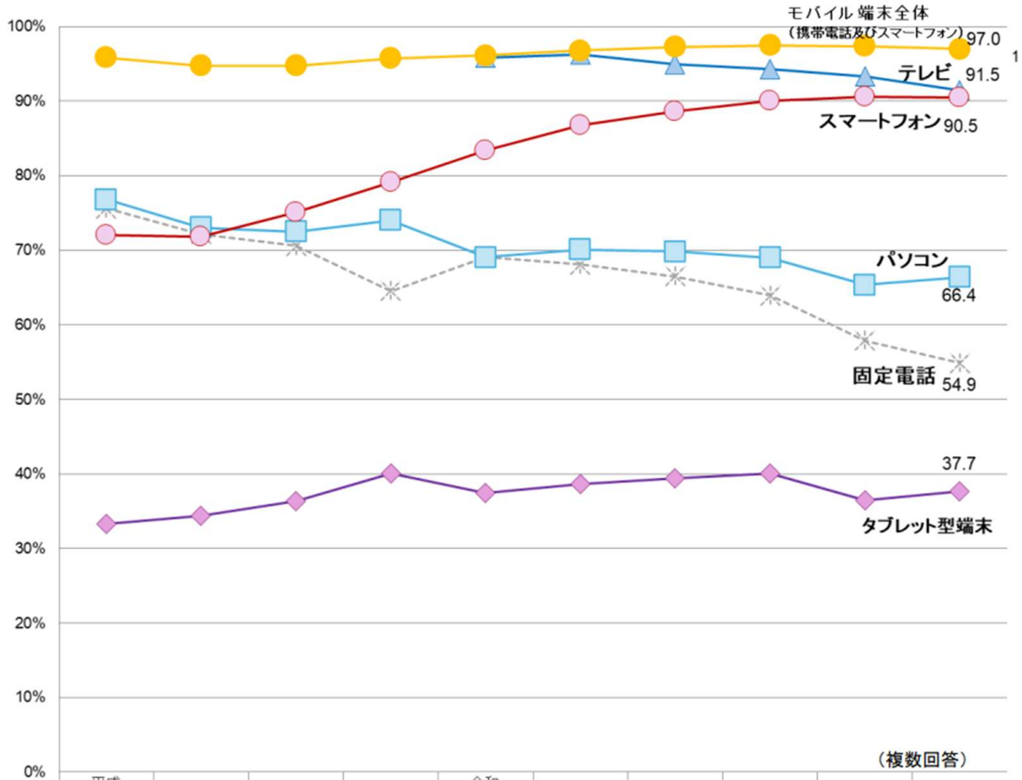

	平成27年 (n=14,765)	28年 (n=17,040)	29年 (n=16,117)	30年 (n=16,255)	令和元年 (n=15,410)	2年 (n=17,345)	3年 (n=17,365)	4年 (n=15,968)	5年 (n=14,059)	6年 (n=15,304)
固定電話	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1	66.5	63.9	57.9	54.9
テレビ					95.8	96.2	94.9	94.3	93.3	91.5
パソコン	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1	69.8	69.0	65.3	66.4
スマートフォン	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8	88.6	90.1	90.6	90.5
モバイル端末全体	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8	97.3	97.5	97.4	97.0
タブレット型端末	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7	39.4	40.0	36.4	37.7

（注）当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す。
「モバイル端末全体」の令和２年以前はPHSを含む。

（出展：総務省「令和 6 年通信利用動向調査」）

②　インターネットの普及

インターネットの普及率は令和6（2024）年時点で85.6%となっており（図2)、現代社会において不可欠なインフラとなっています。

年齢階層別のインターネットの利用率からもその伸びは明らかであり（図3)、13歳～69歳までの各階層の利用率が9割を超えています。

また、利用が定着していなかった60代以上の利用についても、近年大きく上昇していることが明らかになっています。

図2インターネット利用率の推移

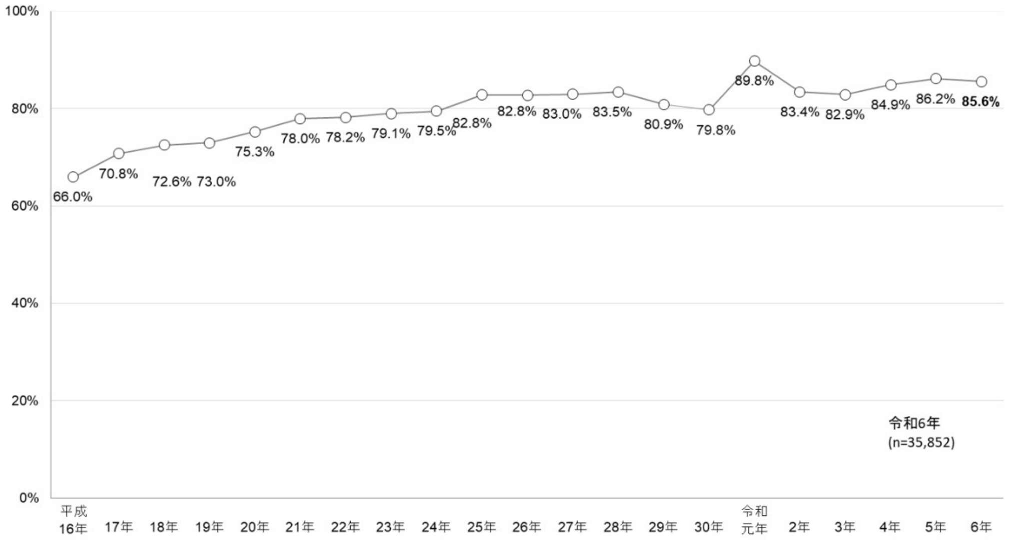

（出展：総務省「令和6年通信利用動向調査」）

図3属性別インターネット利用率

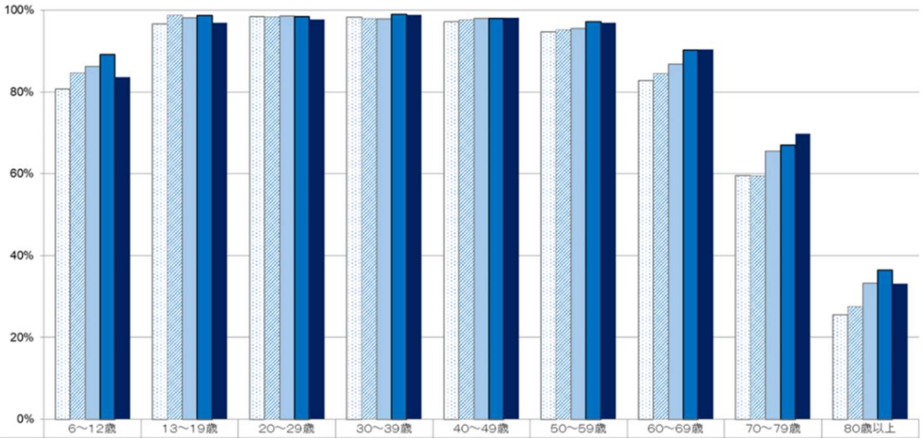

	6～12歳	13～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
令和2年 (n=41,387)	80.7	96.6	98.5	98.2	97.2	94.7	82.7	59.6	25.6
令和3年 (n=42,988)	84.7	98.7	98.4	97.9	97.7	95.2	84.4	59.4	27.6
令和4年 (n=38,629)	86.2	98.1	98.6	97.9	97.9	95.4	86.8	65.5	33.2
令和5年 (n=33,009)	89.1	98.7	98.4	98.9	98.1	97.2	90.2	67.0	36.4
令和6年 (n=35,852)	83.7	96.9	97.8	98.8	98.1	96.9	90.4	69.8	33.1

（出展：総務省「令和6年通信利用動向調査」）

③　スマートフォンなどの利用の増加

インターネットの端末別利用率は、スマートフォンが 74.4%でパソコンの 46.8%を上回っています(図 4)。特にスマートフォンは全年代で見ても年々利用率が増加しており、60 代でも 78.8%（令和 6（2024）年）が所持しています（図 5)。常に持ち歩くことのできる利便性の高さから、パソコンを使ったインターネットよりも浸透が進んでいるものと考えられます。

図 4 インターネット利用端末の種類

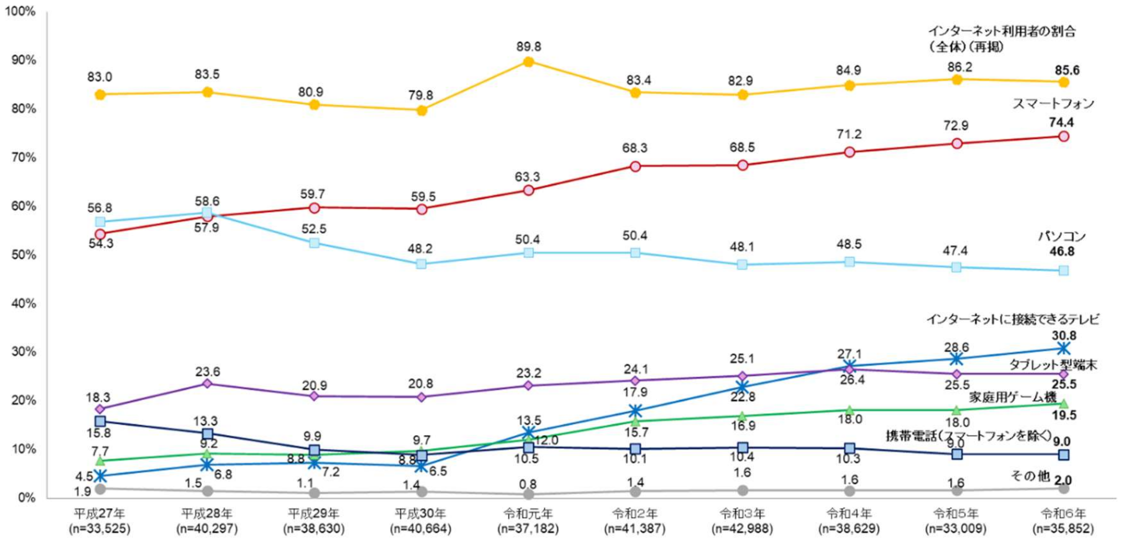

(注1)令和元年調査については調査票の設計が一部例年と異なっていたため、経年比較に際しては注意が必要。
(注2)「携帯電話(スマートフォンを除く)」の令和2年以前は PHS を含む。

（出展：総務省「令和 6 年通信利用動向調査」）

図５モバイル機器（スマートフォン、フィーチャーフォン）、タブレット等の利用率

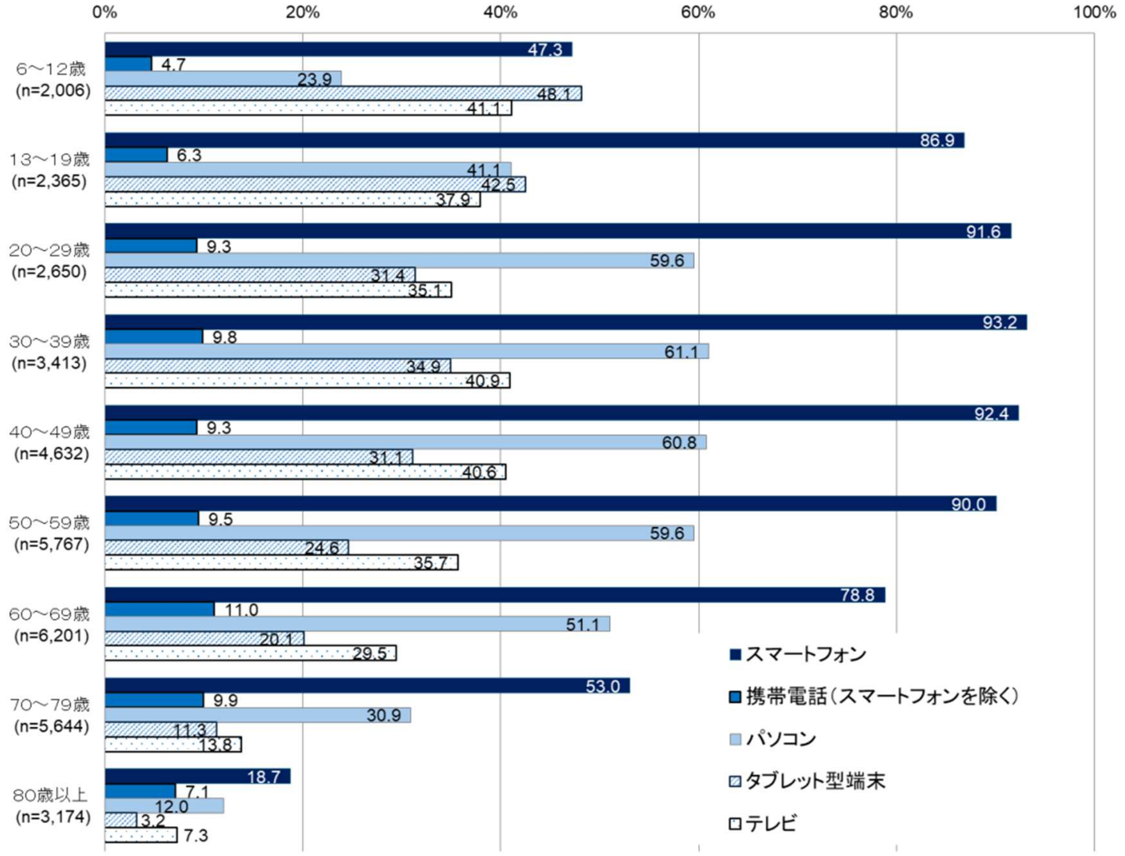

（注）主な利用機器のみ記載

（出展：総務省「令和６年通信利用動向調査」）

④　ICT の進展

近年、ICT はより進化し、インターネット利用の増大と生成 AI・IoT※の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークに繋がることに伴い、大量のデジタルデータの生成、収集、蓄積が進みつつあります。

それらのデータを分析し、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用する社会（Society5.0※）では、今までにない新たな価値が生み出されるとともに、これまで人が行っていた作業の代行や支援を AI※、ロボットなどが行うことにより、社会課題や困難を克服できるようになるとされています。

図 6　Society5.0 で実現する社会

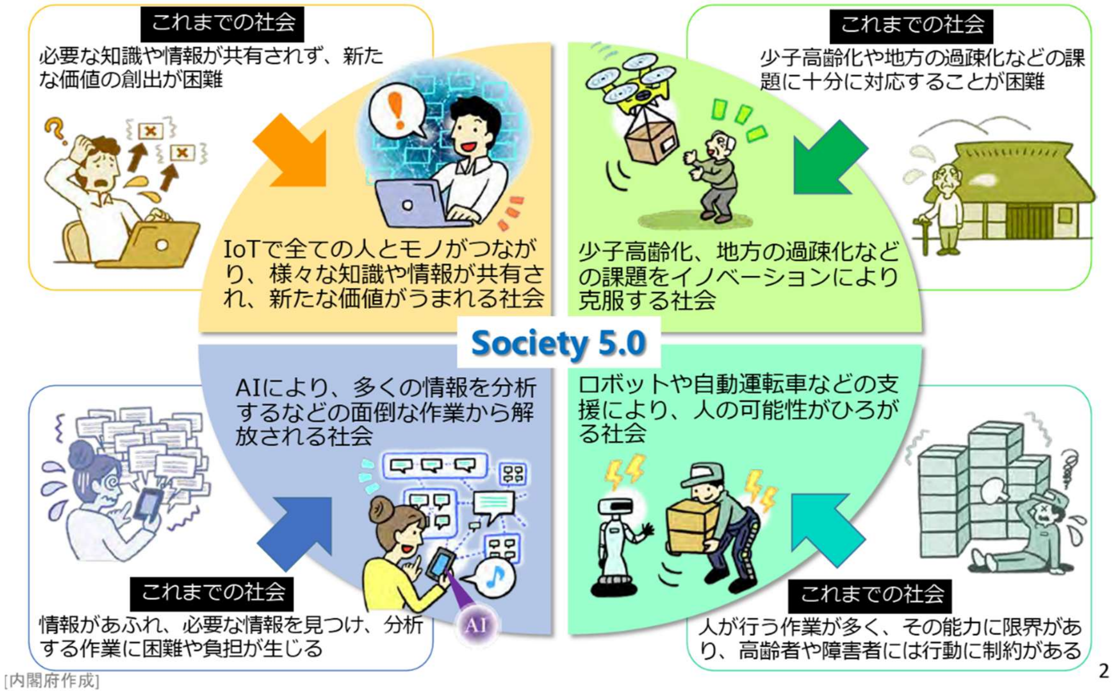

（出展：内閣府）

２　桑折町の現状

①　人口減少・少子高齢化

国の「自治体戦略 2040 構想研究会※」（以下、「自治体戦略 2040」という。）の報告書によると、令和 22 (2040) 年に日本の高齢者人口はピークを迎えると想定されています。

本町においても国の現状と同様、人口減少及び少子高齢化は深刻な状況にあります。本町の人口は、急速な少子高齢化の進行により減少し、令和２（2020）年の国勢調査では 11,464 人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所が令和５年 12 月に発表した「日本の地域別将来推計人口」による本町の将来推計人口は、以前より人口減少が加速すると推計されています。

極度に人口が減少した場合、主要産業である農業や製造業の弱体化により経済規模が縮小するほか、商業などの各種民間サービス、行政サービスの低下、医療費や社会保障費など住民負担の増大、人と人のつながりの希薄化やコミュニティの衰退が懸念されます。

②　スマート自治体への転換

自治体行政においても労働力の絶対的な不足は避けられません。「自治体戦略 2040」においては、新たな自治体行政の在り方として、AI や RPA※を活用し、従来の半分の職員でも自治体が担うべき機能を発揮できる仕組みを備えた「スマート自治体」が示されており、人口減少・少子高齢化に伴う多様な行政ニーズに対応できるよう行政サービスの変革が求められています。

本町の職員数は、平成 16（2004）年の 149 人から令和７（2025）年に 121 人（任期付職員含む）へと減少しています。さらに、図７のとおり、世代間構成としては 45 歳以上が約半数を占めており、今後、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続けるためには、AI・RPA などの ICT を活用して、効率化、省力化を図り、企画立案など「職員」でなければできない業務に注力できる「スマート自治体」への転換を図っていく必要があります。

図７　桑折町職員の年齢別職員数（令和７（2025）年４月１日現在）

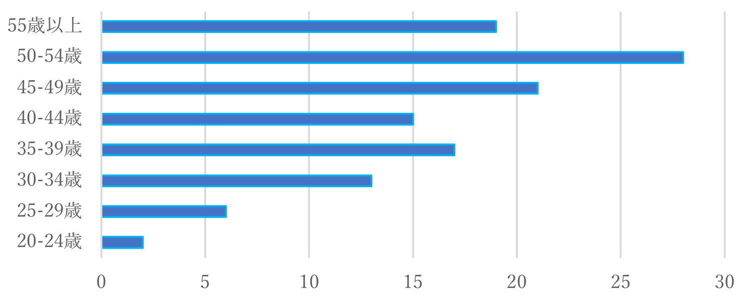

３　国が示す自治体 DX にみる桑折町の現状について

総務省は「自治体 DX 推進計画」を踏まえた「自治体 DX 推進手順書」において、地方自治体が DX を推進するための基本的な考え方や取り組むべき事項を示しています。

【各団体において DX を進める前提となる考え方】

- BPR※の取り組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- 自治体におけるシステム整備の推進
- オープンデータ※の推進・官民データ活用の推進

【DX 推進体制の構築】

- デジタル人材の確保・育成

【重要取り組み事項】

（１）　自治体フロントヤード改革の推進
（２）　公金収納における el-QR※の活用
（３）　マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
（４）　セキュリティ対策の徹底
（５）　自治体の AI・RPA の利用推進
（６）　テレワークの推進

【自治体 DX の取り組みとあわせて取り組むべき事項】

（７）　デジタル実装の取り組みの推進・地域社会のデジタル化
（８）　デジタルデバイド対策
（９）　デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

国が示す事項における、本町の現状・課題は、次のとおりです。

●　デジタル人材の確保・育成

国は自治体 DX 推進にあたり、専門的なデジタル人材の確保と職員のデジタルスキル向上を重要課題と位置付けています。デジタル技術の高度化や多様化に対応するためには、計画的な人材育成と外部人材の活用が不可欠とされています。

本町においては、職員のデジタル技術習得のための研修機会の拡充や情報共有の仕組みづくりに取り組んでいるものの、人口規模や財政規模の制約により専門人材の確保は依然として課題となっています。今後は国や県の支援策を活用しながら、職員一人ひとりのデジタル能力向上を図るとともに、多様な人材が連携して DX を推進できる体制構築を進めていきます。

（１）自治体フロントヤード改革の推進

国は自治体の住民接点であるフロントヤードのデジタル化・効率化を「自治体フロントヤード改革」として推進しています。マイナンバーカードやオンライン手続きの活用、ワンストップサービスの整備により、住民の利便性向上と職員の業務負担軽減を図ることを目的としています。

本町では、国が「優先的にオンライン化を推進すべき」としている子育て・保育関係、介護関係、被災者支援関係の計 27 手続を、マイナンバーカードを用いてマイナポータル※からオンラインで申請できるよう整備しているほか、申請可能な手続の拡充にも努めています。

今後も取り組みを継続し、平日に仕事をしている方や子育て・介護をされている方など、窓口に来ることが困難な方々の利便性向上につなげるため、オンライン申請※対応をさらに推進し、窓口に来なくても行政サービスを受けられる環境整備を進めてまいります。

（２）公金収納における el-QR の活用

国は、納税や各種使用料などの公金収納における利便性向上と事務の効率化を目的として、全国統一仕様の QR コード「el-QR」を活用した納付方法の普及を推進しています。el-QR は、納付書に印字された統一規格の QR コードを用いることで、全国の金融機関やコンビニエンスストア、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリなどから、場所や時間を問わず簡単に納付できる仕組みです。これにより、現金収納の減少による事務負担や現金取扱リスクの軽減、収納経費の削減が期待されます。

本町においても el-QR の活用に際して、対象となる公金（町税、上下水道料金、各種使用料等）の範囲やシステム改修のスケジュールを検討しています。導入後は、町民がスマートフォンアプリ等を用いて自宅や外出先から迅速に納付できる環境を整えるとともに、金融機関やコンビニでの納付にも対応することで、多様な納付ニーズに応えていきます。

（３）マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

マイナンバーカードは国が推進するデジタル行政の基盤であり、本人確認の簡素化や各種行政手続きのオンライン化に不可欠です。国は普及促進や多様な利用促進策を進めています。

本町においては、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、「交付時来庁方式」及び「申請時来庁方式」に対応しながら、休日窓口開庁などにより、マイナンバーカードの円滑な交付体制の充実を図るとともに、マイナンバーカード申請者への商品券配布などの施策を展開して、カードの普及促進に取り組んでいます。

なお、国が公表している令和７（2025）年７月末時点の本町のマイナンバーカードの交付枚数は 9,051 枚で、人口に対する交付率は、82.6%となっており、全国における交付率 79.2%を上回っていますが、今後のさらなる普及と利活用の拡大を目指し、各種行政手続のオンライン化、民間サービスとの連携・活用など、日常生活に密着した利用機会の拡大を推進してまいります。

（４）セキュリティ対策の徹底

国は、地方公共団体における情報セキュリティは、各団体が自らの責任で確保すべきものとしています。本町が管理保有する情報システムが取り扱う情報には、町民の個人情報のみならず、行政運営上の重要な情報が集積されています。こうした情報を様々な脅威から防御することは、町民の生命、財産、プライバシーなどの安全と安定的な行政運営に必要不可欠です。また、電子自治体の構築には、全てのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠です。

本町では情報セキュリティポリシー※を定めておりますが、本町が保有する情報資産の機密性（権限のない者への情報資産の提供を防止すること。）、完全性（情報資産の改ざん、破壊などによる被害を防止すること。）、可用性（権限のある者に情報資産を利用させること。）を維持するため、国が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、随時、情報セキュリティポリシーの見直しを行いうとともに、研修などを通じて職員の情報リテラシー向上を図り、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む必要があります。

（５）自治体の AI・RPA の利用推進

総務省が開催した「自治体戦略 2040」の第二次報告では、若年労働力の減少により、「自治体のあり方は、人口縮減時代のパラダイムへ転換しなければならない」と問題提起されています。そして、新たな自治体行政の基本的考え方の一つとして、AI・RPA などといった業務の自動化・省力化につながる破壊的技術（Disruptive Technologies）を積極的に活用し、AI・RPA が処理できる事務作業はすべて AI・RPA によって自動処理することにより、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービスの提供など、「職員」でなければできない業務に注力する「スマート自治体」へと転換する必要があると提言されています。

さらに、AI・RPA については、デジタル・ガバメント実行計画において、「業務改革を前提とした業務の手法の一つ」としての活用に向けた検討が重要であり、「活用にあたっては、業務プロセスを定型化して処理手順を定義することが必要」とされています。

また、「国民・企業等に関わりが深い分野を中心に、AI・RPA 等のデジタル技術の活用により効率化等が見込まれる業務からその導入を推進する」とされているなど、継続的なサービス・業務改革の一環として積極的な活用が期待されています。

本町においては、令和 5（2023）年 9 月に「桑折町生成 AI 利活用ガイドライン」 を策定し、ChatGPT※をはじめとした生成 AI を業務に利用することを可能としました。また、令和 7（2025）年 6 月からは自治体職員向け生成 AI サービスを導入し、挨拶文や文書の原案作成、会議録の要約、アイデア出しなど、業務の効率化を図りました。今後も、国が作成する AI・RPA 導入ガイドブックなどを参考に、その導入・活用が求められます。

（６）テレワークの推進

テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、育児や介護など時間的制約を抱える職員を含め、職員一人ひとりのライフステージに合わせた多様な働き方を実現できる切り札となるものです。

国では、テレワーク推進の必要性として、大きく次の 3 点の理由を挙げ、テレワーク環境（在宅勤務、サテライトオフィス※勤務、モバイルワーク※）の早急な整備を求めています。

①多様な働き方の実現に向けて、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができる「働き方改革」の切り札であること。

②従来の紙資料を基本とした業務から、資料の電子化や決裁の電子化など、ペーパーレス化※を推進することにより、業務効率化が図られ、行政サービスの向上にも効果が見込まれること。

③災害発生やパンデミック※などの緊急事態発生時における行政機能の維持のための有効な手段であり、優先業務を円滑に遂行できること。

これらを踏まえ、本町でもテレワーク環境の整備を進めました。また、テレワークの推進にあたっては、庁内システムの電子決裁※機能やチャットなど、テレワーク特有の整備が必要です。

さらに、自然災害や感染症拡大など不測の事態などへの対応として有効なサテライトオフィス環境の整備及びペーパーレス化の実現に向け、庁舎執務スペースなどの無線 LAN※を導入しました。多様な勤務形態に対応したデジタル化をより一層推進していく必要があります。

（７）デジタル実装の取り組みの推進・地域社会のデジタル化

国は、自治体・住民・産業を横断して、標準化・クラウド化・データ連携・人材育成を一体的に進める方針としています。住民サービスの質を維持・向上させながら新しい行政運営に移行するためには、「デジタル実装の取り組みの推進」と「地域社会のデジタル化」は、避けては通れない課題となっています。

教育、子育て、防災、観光、農業などあらゆる分野において、AI や IoT の導入・活用による様々な地域課題の解決、地域経済の活性化が期待されており、本町においては、基幹システムの標準化・ガバメントクラウド移行、住民手続のオンライン化、テレワーク・GIGA スクールの通信環境整備、デジタルデバイド対策などに取り組んでいます。

今後、第５世代移動通信システム（５G）※やキャッシュレスをはじめとしたデジタル技術の動向を注視しながら、実際の地域生活や産業に根ざしたデジタル実装を進め、町民がそのメリットを享受できる地域社会を検討し、推進する必要があります。

（８）デジタルデバイド対策

総務省の「令和６年通信利用動向調査」では、70 歳以上の年齢層は 70 歳未満の年齢層に比べ、インターネット利用率が低い状況にあります。本町では、令和４（2022）年度以降、総務省及び県の事業を活用し、生涯学習事業と連携のうえ、スマートフォン等の操作に不慣れな高齢者を対象とする講座を実施し、情報格差是正に取り組んでいます。

デジタル技術の利活用により、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、すべての町民が日々の生活でデジタル化の恩恵を広く受けられるよう、環境整備の取り組みやデジタル活用支援施策をより充実させる必要があります。

（９）デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

高齢化社会の到来や生産年齢人口の減少等により、社会保障関連経費の増加が続いており、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）で行政需要に対応するためには、業務効率化を図りながら住民サービスの質の維持と向上に取り組んでいくことが重要です。

国は「デジタル原則」に基づき、書面・対面・押印などの規制や手続のあり方を見直す方針を示しており、地方公共団体にもこれを踏まえた規制・制度の見直しや改革が求められています。

本町では、令和３（2021）年８月に「桑折町押印の省略に関する規則」を制定するなど、押印見直しをはじめとした業務の簡素化を進めてきました。また、令和５（2023）年５月よりマイナポータル「ぴったりサービス」を活用し、行政手続きのオンライン申請に対応してきました。

今後も、国や県が示すガイドラインやマニュアルに沿って、不要な規制や慣行の廃止、オンライン化の推進、デジタルで完結する手続の拡充を図り、効率的で利便性の高

い行政運営を実現していきます。

Ⅲ　桑折町が目指すDX

本町のデジタル化の現状を踏まえ、今後、紙などで管理しているアナログデータのデジタルデータ化（デジタイゼーション※）を図り、そのデータを利用し、業務の流れをデジタル化して、業務全体を効率化すること（デジタライゼーション※）を進めることで、デジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX という。」）へと進化していく必要があります。

DX の推進にあたっては、まず、スマート自治体への転換に向けた、庁内業務のデジタル化を進める必要があります。自治体における DX 推進の意義については、国が「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」にて示した「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」であることから、本町の基本理念を前計画同様次のように定め、その実現に向け取り組みをより一層推進します。

なお、本計画の実現に向けては、町の財政状況を勘案しながら取り組みを進めることとします。

１　基本的な考え方

⑴基本理念・・・DX の推進により町が目指すべき姿の実現に向けた基本的な考え方を示すものです。
この基本理念のもと、デジタル技術を活用し、地域や住民の生活の質を高める行政サービスへの転換、地域振興を目指します。

基本理念　　「デジタル社会の形成により、
みんなが幸せを実感できる、
元気なまち　こおり」

○情報通信技術を効果的に活用し、あらゆる分野で創造的かつ活力ある発展が可能となる社会の形成を目指します。

○町民みんなが利便性の向上を実感して元気に活躍できる「みんなが豊かさを実感できる、活力に満ちたまち」を目指します。

⑵基本方針・・・基本理念を実現するための方針

基本方針１　安全安心で利便性を実感できる町民サービスの実現

→深刻化する社会問題や防災・災害に対応するとともに、「新しい生活様式」に対応し、より安全安心で利便性を実感できる町民サービスの実現に向けた取り組みを進めます。

基本方針２　町民みんなが参加できるデジタル社会の実現

→本町の将来像である「みんなが幸せを実感できる　元気なまち　こおり」を実現し、「誰一人　取り残さない」、町民みんながデジタルを快適に利活用できるデジタル社会を目指す取り組みを進めます。

基本方針３　スマート自治体の実現

→基本方針１及び基本方針２を支えるため、デジタル技術を活用しスマート自治体の実現に向けた取り組みを進めるとともに、デジタル技術を十分に活用できるよう職員の人材育成も進めます。

⑶施策分野・・・基本方針に基づく具体的な事務事業を分野別にまとめたもの。

〇本計画ではここまでを定めるものとします。

⑷事務事業・・・個別施策の方向性に基づき個々の事務事業を示すもの。

〇具体的な事務事業に関しては「桑折町 DX 推進計画実施計画」を別に定め、ＰＤＣＡ※により、進捗状況を管理します。

図８　計画のイメージ図

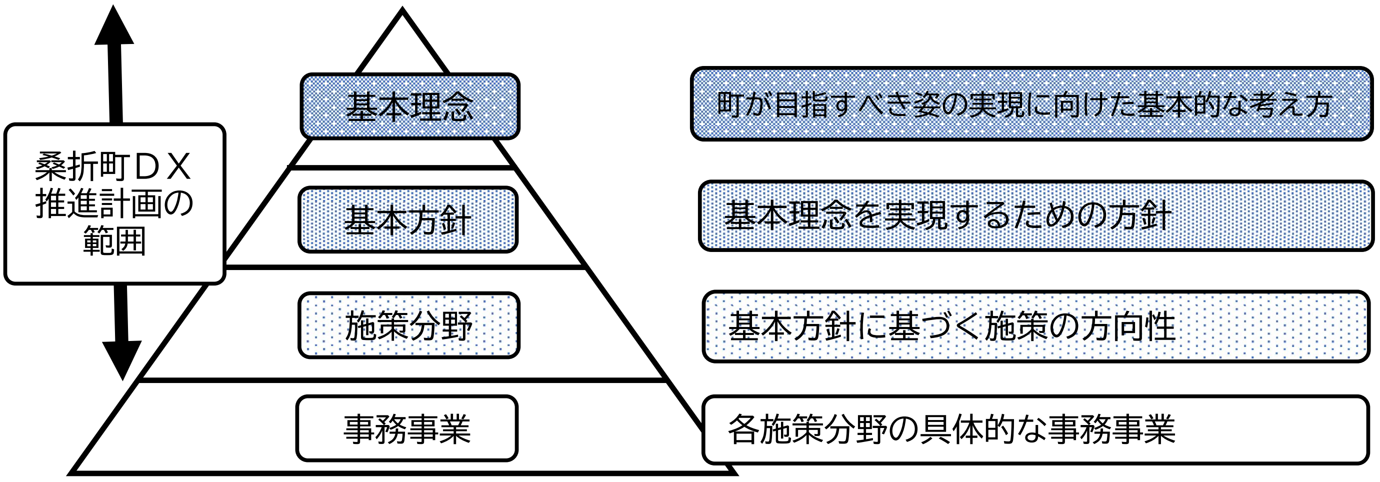

２　桑折町 DX 推進計画体系図

図９　基本理念

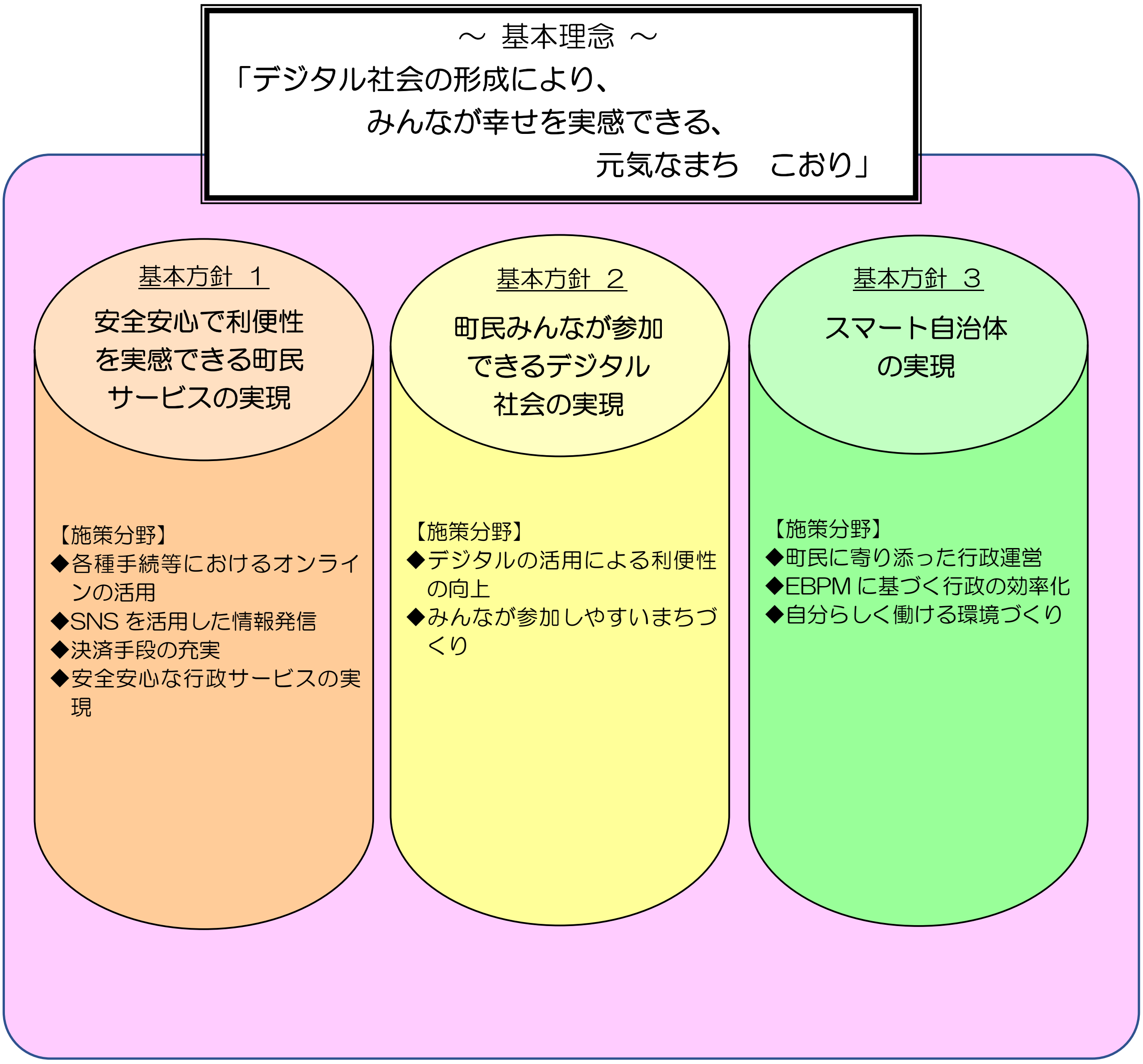

Ⅳ　施策の展開

１【基本方針１　安全安心で利便性を実感できる町民サービスの実現】

・施策分野⑴　各種手続等におけるオンラインの活用

（現状等）

マイナンバーカードは、オンラインで確実、かつ、安全に本人確認ができ、拡張性と利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。本町においては、国が示す地方自治体が優先的にオンライン化を推進すべき 27 手続に加え、町独自の 4 手続についてもオンライン化を進めています。

マイナンバーカードは健康保険証や運転免許証として利用する方が増え、普及の後押しとなっています。また、マイナンバーカードを活用した住民票の写しと印鑑登録証明書の 2 種類のコンビニ交付サービス※も継続運用しており、多面的に利用促進を進める取り組みを実施しております。マイナンバーカードを要しないオンライン手続については、地方税申告手続と図書の予約を実施していますが、町民の利便性向上のためには更なる手続きメニューの充実が必要です。

（主な取り組み内容）

国が示す 27 の行政手続の他、各部署においても、町民が生活に関連した手続のために役場まで足を運ばず自宅から申請できる項目を拡充するとともに、行政手続オンライン化の周知・広報を強化し、利用率の向上を目指します。

行政手続のオンライン化に関しては、マイナンバーカードによる本人認証が必要な手続もあるため、引き続きマイナンバーカードの普及促進とカードを使用したサービスの充実に取り組みます。また、マイナンバーカードについては更新を迎える方が増えていることから、更新支援にも注力してまいります。

さらに、役場窓口での町民の負担軽減を図るため、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類から情報を自動読み取りし、申請書に自動転記する「書かない窓口」の導入検討を進めます。

なお、農林水産省共通申請サービスや公共施設の予約・申請のオンライン化については、国や周辺自治体の動向を注視し、調査・研究を継続します。

・施策分野⑵　SNS を活用した情報発信

（現状等）

町の情報発信については、ホームページを中心に、Facebook、X(旧 Twitter)、YouTube などの SNS を活用しています。特に SNS は、プッシュ型※の情報発信方法であるため、迅速な情報発信が可能であることから、災害など緊急時における重要な情報伝達に適しています。

町公式 LINE では、町に関心がある方をターゲットにイベント情報や募集情報などを配信しているほか、関係人口とも言うべき友達登録者数の増加を目指し、楽天イーグルス冠協賛試合など、シティプロモーション事業との連携企画によって、より一層の登録促進の取り組みを行っています。

SNS は町内外を問わず効率的な情報発信が可能であるため、引き続き桑折町の「旬な話題」や「魅力」を知ってもらうためにより効果的な活用方法を調査研究する必要があります。

（主な取り組み内容）

ホームページや SNS などを最大限に利用した情報発信にあたり、高齢者や障害者であっても誰もが利用しやすいようアクセシビリティ（利用しやすさ）をさらに高めていきます。

また、シティプロモーション及び関係人口の増加に向け、迅速で効果的な情報発信、町を PR するための動画配信など、各 SNS サービスの特徴を活かしながら、町の情報発信を進めます。また、LINE については、当面、友達登録者数 10,000 人超え（現在 7,881 人）の達成を目標に、有益な情報発信に努めるとともに、登録者の増加・定着を図るため、デジタルスタンプラリーなど LINE を活用した魅力的な事業企画を展開していきます。

・施策分野⑶　決済手段の充実

（現状等）

各種税金の支払や住民票などの交付手数料など町の決済については、主に現金、もしくは町指定金融機関による口座振替となっております。

平成 29（2017）年 4 月からコンビニエンスストアでの各種町税の支払いが可能となり、利便性が向上しましたが、近年はクレジット決済や電子決済サービスなどのキャッシュレス決済の需要が高まっています。

令和 5（2023）年度より軽自動車税、固定資産税、町県民税、国民健康保険税の 4 税目について、地方税統一 QR コード（el-QR）を利用し、スマートフォン決済アプリやクレジット決済による納付が可能となりました。令和 6（2024）年度固定資産税では el-QR による納付率が 10%と徐々に浸透しており、納付手段の拡大による納税者の利便性向上と、金融機関・町双方の業務効率化が図られています。

（主な取り組み内容）

クレジット決済やスマートフォンでの電子決済サービスなどのキャッシュレス決済は、オンライン手続の推進に不可欠なものとなっています。また、現金を取り扱わないキャッシュレス決済が進むことで、集計作業の効率化も図れることから、各種町税や証明書の納付はもとより、水道料金、公共施設使用料などの各種支払いにおいてもキャッシュレス決済の導入を進めるとともに、納税者への周知などにより利用の拡大を図ります。

・施策分野⑷　安全安心な行政サービスの実現

（現状等）

町では、情報セキュリティ対策に万全を期すため、国、県と連携し、平成 27（2015）年度にいわゆる「三層の対策」により抜本的強化を図ってきましたが、総務省は令和 2（2020）年度に行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定し、より一層セキュリティ対策を強化しています。

本町においても、国が示すガイドラインに基づき「桑折町情報セキュリティポリシー」を改定し、サイバーセキュリティ対策の強化と町民の個人情報・プライバシー保護に向けた取り組みを進めています。また、人為的なミスによる情報セキュリティ事故を防止するため、セキュリティ研修等を通じて、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報リテラシーの向上にも取り組んでおります。

町が管理保有する情報システムが取り扱う情報には、町民の個人情報のみならず、行政運営上の重要な情報が集積されています。近年は情報資産を狙った不正アクセスも増加していることから、町民の生命、財産、プライバシーなどを守れるよう、引き続き情報セキュリティ対策の強化が必要です。

（主な取り組み内容）

平成 29（2017）年から福島県及び県内市町村などが共同で運用している「福島県自治体情報セキュリティクラウド」については、令和 4（2022）年度から、東北及び新潟県の 7 県が共同で、よりセキュリティレベルが高い民間のクラウドに切り替わっており、これらの活用を含め、今後も引き続き県と共同でセキュリティ対策に取り組みます。

また、「桑折町情報セキュリティポリシー」に基づき、町の情報資産を狙った不正アクセスについてより一層の防止対策を図るべく、三層間のファイル受け渡しの運用見直しや、USB メモリや HDD の接続規制などを検討します。

さらに、セキュリティ対策の強化については、重要情報を取り扱う職員の意識改革が欠かせないため、ｅラーニング※や標的型攻撃メール訓練※、外部からの講師派遣による研修などにより、職員の人材育成と情報リテラシーの向上に取り組みます。

２【基本方針２　町民みんなが参加できるデジタル社会の実現】

・施策分野⑴　デジタルの活用による利便性の向上

（現状等）

インターネット利用率については、図 2 にあるとおり、70 歳以上の世代で大きく下がる傾向にあります。これまで町では、高齢者を対象としたパソコン、タブレット教室を開催していますが、今後、ICT の利活用はさらに進展していくことから、利用が可能な町民とそうでない町民との格差（デジタルデバイド※）に十分配慮しながら、デジタル技術を最大限に

活用した地域社会・経済の活性化と豊かな生活を実現する必要があります。

また、ICT については、電子商品券「こおりプレミアム商品券」や確定申告の電子申告（e-Tax）の周知・広報、地域の有害鳥獣対策としてイノシシ用 ICT 檻※の設置や GPS 首輪発信器※を活用したサルの生息状況調査などに導入・活用しており、様々な地域課題の解消や地域経済の活性化につながるものと期待されることから、今後も引き続き、先進地における導入事例などを参考に、本町の現状に合った施策に導入活用できるよう調査研究を進めていく必要があります。

（主な取り組み内容）

町は、ICT の活用により、交流人口及び、関係人口の増加や地域経済の活性化につなげていくとともに、子どもから高齢者まで、町民みんなが快適に暮らせるデジタル社会の構築に向け、以下の各種取り組みを推進します。

教育分野については、GIGA スクール構想※に基づき、既に小・中学校で 1 人 1 台タブレットが導入されているため、これらを最大限に活用し、情報処理能力の強化に取り組みます。

また、高齢者に対しては、デジタルデバイドの解消に向けて、今後もパソコン、タブレット教室の開催を継続するほか、国の支援事業を活用し、デジタル活用支援員などを配置し、支援体制の強化に努めます。

商業・観光分野においては、キャッシュレス決済やプレミアム付きデジタル商品券・デジタルクーポン※などデジタル技術を活用した利便性向上を図ります。

さらには、農業分野においても、より効果的な有害鳥獣対策への活用はもとより、ICT 機器を活用したスマート農業※の実現に向け、調査研究に取り組みます。

・施策分野⑵　みんなが参加しやすいまちづくり

（現状等）

広聴は、町民意見やニーズを的確に把握し施策に反映させる上で大変重要であり、ICT の普及などにより、その機会、手段は多様化しています。近年、町が主催する広聴会参加者数の減少や参加者の固定化が顕著となっており、ご意見箱利用件数も低迷している状況にあることから、今後は、SNS はもとより、LINE の活用などデジタル技術を活用した新たな仕組みづくりが求められています。

また、国は、「官民データ活用推進基本法」を公布し、国民や企業が、国や自治体が保有する官民データをオープンデータとして容易に利用できるような環境整備を求めており、その一環として町は、福島県と連携して福島県オープンデータライブラリ※内の「帰還支援アプリ※」に町内の公共施設などのデータを公開するとともに、まちづくりに係るデジタル基盤を整備するため、統合型 GIS 及び 3D 都市モデル※を構築するための調査・研究を進めています。

（主な取り組み内容）

広聴活動については、SNS の活用やオンライン懇談会など新たな手法を取り入れ、オープンデータの整備については、様々な主体が容易に活用できるよう、今後は、国が策定する「推奨データセット※」への対応を図っていきます。

また、町が所管する各種情報の中で、町民生活等に有効活用できる内容については、行政のみならず、町民も活用できるよう、デジタル化に努めていきます。

なお、3D 都市モデルについては、多岐にわたる利活用が期待されますが、現時点では費用対効果が低い状況であるため、国土交通省では、都市計画 GIS データに関して、3D 都市モデルへの拡張性がある「CityCML※」や「i-UR※」といったフォーマットの活用を推奨していることから、まずはこれらのフォーマットに準拠した 2D データ化による統合型 GIS 導入を進める方向で、調査・研究に取り組んでいきます。

３【基本方針３　スマート自治体の実現】

・施策分野⑴　町民に寄り添った行政運営

（現状等）

町職員数は減少傾向にある一方で、行政への需要は多様化・複雑化しています。

今後は、本格的な人口減少社会を迎えることから、人的資源については、本来注力すべき「職員」でなければできない業務に専念できるよう、最新技術を活用しながら業務のあり方、体制を刷新する必要があります。

町では令和 3（2021）年度に、ふくしま ICT 利活用推進協議会が設ける ICT アドバイザー市町村派遣事業を活用し、「業務の見える化」や課題分析を行った結果、各種行政手続において AI-OCR※や RPA を活用することで 4 割程度作業時間を削減できるとの調査結果が示されました。以降、本町においても、「桑折町生成 AI 利活用ガイドライン」を策定しながら AI を活用した文字起こしや自治体職員向け生成 AI サービスの導入など業務での生成 AI の活用が拡充しており、業務支援や効率化に良い影響がもたらされています。

（主な取り組み内容）

AI・RPA などデジタル技術活用やシステム間の情報連携により、データ入力や確認作業など事務作業に係る職員負担を低減化し、町民の相談や地域とのコミュニケーション、社会情勢に適応した企画立案などの「職員」でなければならない業務に専念できる環境の整備を図っていきます。

また、災害から速やかな生活再建に資するため、内閣府で構築中の「クラウド型被災者支援システム」などあらゆる分野において、利便性が向上するシステム導入の検討を進めます。

さらに、全国的な水道のスマートメーター※の普及状況を注視し、費用対効果を試算しながら導入について検討を進めます。

・施策分野⑵　EBPM※に基づく行政の効率化

（現状等）

これまで、町では「RESAS※」や「e-Stat※」など、デジタル統計を活用、分析することで、仙台圏からの人の流れをより強固にするための各種シティプロモーション事業などを行ってきました。また、地方公共団体の EBPM を支援する「政策立案支援オープンネットワーク」の活用を庁内に周知したほか、他市町村との数値を比較・グラフ化した「桑折町のデータブック」を作成するなど、各課における EBPM に基づく企画立案への意識向上にも取り組んでいます。

地方公共団体は、地方自治法において「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされていることから、町は限られた財源を効果的に活用できるよう、実施する施策が統計データや各種指標など、客観的な根拠や証拠に基づくものでなければなりません。

（主な取り組み内容）

限られた資源を有効に活用するため、町が保有するデータや RESAS など外部が提供する最新のデジタルデータを利用しながら、情報を正確に分析します。

また、あらゆるものをデータ化するとともに・膨大な紙媒体資料をデジタルデータとして整備・管理できるよう検討し、実効性の高い政策立案や行政効率化・高度化を図っていきます。

・施策分野⑶　自分らしく働ける環境づくり

（現状等）

本町では、サテライト勤務や Web 会議端末の導入など、移動時間の効率化や多様な働き方に対応した環境整備を進めてきました。さらに、臨時交付金や J-LIS「自治体テレワークシステム」を活用したテレワーク環境の構築により、自宅や外部会議先からでも役場 PC への安全なアクセスが可能となり、緊急時において場所を問わず業務を継続できる体制を整備しています。

また、庁内ネットワークの無線化やモバイルノート PC の導入により、庁舎内のどこでも業務が行える環境を整備し、会議資料のデータ化や印刷出力回数の低減を図り、ペーパーレス化やプリンター設置台数の削減などにつなげています。

（主な取り組み内容）

町は働き方改革の推進など、社会情勢に合った、職員が自分らしく働くことができる環境を整備する必要があります。

国も推奨しているテレワークに関しては、通勤に伴う感染症り患や通勤災害リスクの軽減につながるだけでなく、介護、育児を抱える職員の働き方改革にも寄与できるため、様々な業務でのテレワークの利活用を推進していきます。

また、各業務における電子決裁化やペーパーレス化の取り組みはプリンターの集約化だけでなく議会へのタブレット PC の導入による議案・資料等の電子化など BPR にも寄与するため、これらの取り組みを推進します。

さらには、町が保有する情報はデータ連携により、より高い正確性の担保や利便性の向上が期待できるため、さらなる電子化の推進とシステム連携の強化を図ります。

Ⅴ　推進体制

１　推進体制

本町の置かれている状況や社会情勢の急激な変化、さらにはデジタル技術の急速な進展を考慮し、効果的に DX を推し進めるためには、全庁的・横断的に連携することが必要不可欠です。従って、本町の DX の推進をより着実に進め、最適な方法で実施するために、副町長を本部長及び CIO※（最高情報統括責任者）とする「桑折町デジタル・トランスフォーメーション推進本部（以下「推進本部」という。)」を令和 3 (2021) 年に新たに設置しました。

推進本部では本町の情報施策の基本的な方針を定めるとともに、全庁的な情報化施策の推進を図ります。

また、推進本部の下に、必要な事項の調査や研究をするための実務をベースとした検討部会を設置するなど、柔軟な体制づくりを行います。

なお、本計画の進捗管理にあたっては、PDCA サイクルによる見直しを図り、実効性を高めていきます。

２　DX 施策の展開

本計画に掲げた３つの基本方針に基づく施策分野を実現するための事務事業については今後、策定する実施計画において定め、進捗及び効果に関する評価や分析を行い、適時改善を図ります。

なお、桑折町 DX 推進本部が実施計画の進行管理を行います。

図１０　PDCA サイクル

VI 用 語 集

索引	用語	解説
３	3D 都市モデル	都市の建物や道路、地形などを三次元データで表現したデジタルモデル。都市計画、防災、観光など多様な分野で活用される。
Ａ	AI	Artificial Intelligence の略で、人間の知能を再現することを目的に開発されたソフトウェア（人工知能）のこと。
	AI-OCR	Artificial Intelligence Optical Character Reader の略で、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能のこと。
Ｂ	BPR	Business Process Re-engineering の略で、業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすこと。
Ｃ	CityGML	3D 都市モデルを標準化して記述するための国際的なデータフォーマット。都市の建物や地形などを詳細に表現できる。
	CIO	Chief Information Officer の略で、最高情報責任者のこと。
	ChatGPT	OpenAI 社が開発した対話型 AI サービス。自然な日本語で質問応答や文章生成ができ、自治体業務の効率化や住民サービスの向上に活用されている。
Ｄ	DX	Digital Transformation の略で、情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化されること。「Trans」を「x」と略し、一般的に「DX」と標記させる。
Ｅ	EBPM	Evidence Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすること。
	e-Stat	政府統計の総合窓口で各府省が公表する統計データを一つにまとめ、統計データの検索や地図上に表示できる政府統計のポータルサイト。
	e ラーニング	Electronic ラーニングの略で、パソコンなどインターネットを利用して学ぶ学習形態のこと。
	el-QR（地方税統一 QR コード）	全国の自治体で共通利用できる納付用 QR コード。住民税や各種料金の支払いを、スマートフォン決済やコンビニ等で簡単に行える仕組み。納付手続きの利便性向上と事務効率化に寄与する。

索引	用語	解説
Ｇ	GIGA スクール構想	１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、教育と最先端 ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。
I	ICT	Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
	ICT 檻 GPS 首輪発信器	有害鳥獣対策として導入される、ICT 技術を活用した捕獲檻や、動物の位置情報を把握するための GPS 発信器。農作物被害の軽減に役立つ。
	IoT	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と訳され、あらゆるモノをインターネット又はネットワークに接続し、相互に情報交換をする仕組みのこと。
	i-UR	都市計画分野で利用される、3D 都市モデルの拡張性を持つデータフォーマット。国土交通省が推奨している。
Ｐ	PDCA	PLAN（計画）、 Do （実行）、 Check （評価）、 Action（改善）の頭文字をとったもので、これらのプロセスを循環させ、継続的に改善を進めようという概念。
Ｓ	SNS	Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制コミュニティサービスのこと。
	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。
Ｒ	RPA	Robotic Process Automation の略で、人の代わりに業務をこなしてくれる自動化ツールのこと。
	RESAS	Regional Economy Society Analyzing System（地域経済分析システム）の略、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房が提供している。

索引	用語	解説
お	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネットなどを通じて容易に利用（加工、編集、再配布など）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。 １　営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの。 ２　機械判読に適したもの。 ３　無償で利用できるもの。
	オンライン申請	役所の窓口に行かず、インターネットを通じて各種行政手続きや申請ができる仕組み。マイナンバーカードやマイナポータルを活用することで、住民の利便性が大きく向上する。
か	官民データ活用推進基本法	国、自治体、その他の事業者が利用するデータの活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することで、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現することを目的に制定された法律。
き	帰還支援アプリ	福島県が提供する、避難者や帰還者向けの情報提供アプリ。公共施設や生活情報などをオープンデータとして提供し、住民の利便性向上を図る。
	キャッシュレス	現金（紙幣や硬貨）を使わず、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、スマートフォン決済アプリなどの電子的な方法で支払いを行うこと。
こ	コンビニ交付サービス	住民票や印鑑登録証明書などの各種証明書を、全国のコンビニエンスストアで取得できるサービス。マイナンバーカードを利用して本人確認を行う。
さ	サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模オフィスのことで、主に都市型・郊外型・地方型の 3 種類がある。
し	自治体戦略 2040 構想研究会	65 歳以上の高齢者が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える行政課題について研究するために総務省が主催する研究会。
	自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	総務省が「デジタル・ガバメント実行計画」において自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策などを取りまとめた計画。
	情報セキュリティポリシー	情報の機密性や完全性、可用性を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの。

索引	用語	解説
す	推奨データセット	オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマットなどを取りまとめたもの。
	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するなどを推進している新たな農業。
	スマートメーター	通信機能を備えたメーターで使用量データを自動で検針することができる。
た	第５世代移動通信システム（５Ｇ）	次世代の通信規格であり、高速・大容量、超高信頼・低遅延、多数同時接続が特徴。
て	デジタイゼーション	紙やアナログ情報をデジタルデータに変換すること。
	デジタライゼーション	デジタルデータを活用して業務プロセス全体を効率化・最適化すること。
	デジタル・ガバメント	サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関する全てのレイヤーがデジタル社会に対応した形に変革された状態のこと。
	デジタルクーポン プレミアム付きデジタル商品券	スマートフォンや専用アプリで利用できる電子クーポンや商品券。地域経済の活性化や消費促進を目的に自治体が発行することが多い。
	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針	デジタル社会の将来像、IT 基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方などについて政府の方針を示したもの。
	デジタルデバイド	インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
	テレワーク	ICT を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
	電子決裁	紙の書類を使わず、電子データ上で承認や決裁を行う仕組み。業務効率化やペーパーレス化の推進に不可欠。
は	パンデミック	世界的な流行病のこと。または、ある病気が世界的に流行すること。
ひ	標的型攻撃メール訓練	サイバー攻撃対策の一環として、実際の攻撃を模したメールを職員に送信し、対応力を高める訓練。

索引	用語	解説
ふ	福島県オープンデータライブラリ	福島県が保有する公共データを、誰でも自由に利用できる形で公開するウェブサイト。地域の課題解決や新サービス創出に活用される。
	プッシュ型	SNSの伝達方法の一つで情報提供者のタイミングで発信した情報を相手に届ける方法。
へ	ペーパーレス化	紙で運用されていた文書・資料を電子化して、業務効率改善やコスト削減を図ること。
ま	マイナポータル	国が運営するオンライン行政手続きのための専用ウェブサイト。住民はマイナンバーカードを使って各種申請や情報確認ができる。自治体のオンライン化推進の中核となるサービス。
む	無線LAN	無線のLocal Area Networkの略で、同一の敷地または建物内などに構築された無線のネットワーク。
も	モバイルワーク	テレワークの一つで、移動中などいつでもどこでも業務可能な可動性がある働き方のこと。